

第1回長野市立地適正化計画改定検討部会 議事録

日時：令和3年3月26日（金）
午前10時

場所：第一庁舎7階
第一・二委員会室

第1回 長野市立地適正化計画改定検討部会 次第

日 時 令和3年3月26日（金）午前10時

場 所 第一庁舎7階 第一・第二委員会室

1 開 会

2 都市計画審議会 会長あいさつ

3 委 嘱

4 委員紹介

5 部会長、職務代理者の選出

6 議 事

(1) 長野市立地適正化計画の改定体制・スケジュールについて

(2) 長野市立地適正化計画改定における現状報告について

7 その他

8 閉 会

◎長野市立地適正化計画改定検討部会委員

- 築山秀夫（長野県立大学グローバルマネジメント学部 教授）
豊田政史（信州大学工学部 准教授）
酒井美月（長野工業高等専門学校 准教授）
川北泰伸（清泉女学院大学人間学部 講師）
森本瑛士（信州大学工学部 助教）
江守雅美（長野商工会議所中小企業支援センター長・経営支援部次長）
相野律子（長野県建築士会ながの支部まちづくり委員会副委員長・幹事）
小池一夫（長野県宅地建物取引業協会長野支部 副支部長）

◎説明のための出席者

都市整備部次長兼都市政策課長	平 澤	智
都市政策課長補佐	宮 下	伊 信
都市政策課係長	小 林	竜 太
都市政策課主査	柳 沢	一 欽
都市政策課技師	中 澤	大 輝

◎開会

○司会 定刻になりましたので、ただいまから長野市都市計画審議会 第1回長野市立地適正化計画改定検討部会を開催させていただきます。

本日、進行を務めます都市政策課の宮下と申します。

よろしくお願いいたします。

部会長が決定されますまで、事務局にて会議の進行を務めさせていただきます。また、会議の進行が円滑に行われますようご協力をよろしくお願いいたします。着座にて進行させていただきます。

本日の進行につきましては、お配りしております「次第」に従って進めてまいります。その前に、マイクの操作についてご説明いたします。

発言される際に、お近くの卓上機器の楕円形の部分を押しいただき、緑色のランプが点灯したことを、ご確認いただいてから、ご発言をお願いいたします。

ご発言が終わりましたら、再び楕円形の部分を押しいただき、緑色のランプが消灯したことをご確認願います。

では、改めまして、お手元の次第に従い進めさせていただきます。

「2 都市計画審議会 会長あいさつ」

本市都市計画審議会会長であります柳沢吉保様からごあいさつをいただきます。柳沢会長お願いします。

本日は忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。

長野市立地適正化計画改定検討部会の開催にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る2月10日に開催されました第78回長野市都市計画審議会におきまして、都市計画審議会内に長野市立地適正化計画改定検討部会の設置を行ったところです。本日は第1回目になります。委員の皆様方にはご多忙中にも関わらず委員にご就任いただきましたことに感謝申し上げます。

長野市立地適正化計画は、市が目指す都市構造でありますコンパクトプラスネットワークの実現をするためのアクションプランとして平成29年に策定されました。社会情勢等の変化に適時適切に対応できるよう、概ね5年ごとに評価・見直すこととしています。

現在、本格的な人口減少社会に加え、コロナ禍により人の住まい方、働き方への考え方の変化など社会情勢は大きく変わろうとしています。

また、近年頻発する自然災害に対応したまちづくりを実現し、立地適正化計画と防災との連携強化を図るため、居住を誘導する区域内で行う防災・減災対策や安全確保対策などを定めるよう法律の改正がありました。

当検討部会においては、昨今の社会情勢の変化や集約型都市構造の形成を見据えて、災害に強いまちづくりと併せて都市のコンパクト化が進められる計画となるようご審議いただき、その検討結果を都市計画審議会に答申をお願いするものです。

委員の皆様には広範かつ、専門的な見地からご意見、ご提案をいただきますことをお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 柳沢会長、ありがとうございました。

続きまして、「3 委嘱」

長野市都市計画審議会運営要綱第7第2項の規定に基づき、部会に属すべき委員は、都市計画審議会長が指名すると定められており、去る2月10日開催の都市計画審議会において委員の指名をいただき、審議会においても了解して頂いているところでございます。

つきましては、長野市都市計画審議会条例第4条第3項の規定に基づき、専門委員としてご委嘱いたします。

委員各位のご委嘱につきましては、まことに失礼とは存じますが、委嘱書をお手元の方へご用意させていただきました。ご了承願いまして、ご委嘱とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、「4 委員紹介」

それでは、都市整備部次長兼都市政策課長の平澤から委員の皆様のご紹介を申し上げます。

紹介を受けられました委員の方は、恐れ入りますが、その場でご起立をお願いいたします。

○事務局 それでは、私から各委員のご紹介をさせていただきます。お手元に資料3として部会委員名簿を配布させて頂いております。その記載順に紹介させていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、長野県立大学教授の築山秀夫様でございます。

専門は地域社会学であり、少子高齢化や人口減少社会等の観点から、貴重なご意見をいただけると考えています。

また、5年前の長野市立地適正化計画策定にも部会委員として参画をいただいております。

次に信州大学准教授の豊田政史様でございます。

専門は水工学であり、河川氾濫等の水害対策の観点から貴重なご意見をいただけると考えています。

続きまして、長野工業高等専門学校准教授の酒井美月様でございます。

専門が水理学、環境水工学であり、土木、河川環境等の観点から貴重なご意見をいただくと考えています。

また、5年前の長野市立地適正化計画策定にも部会委員として参画していただいております。現在も長野市都市計画審議会の委員もお願いしてございます。

続きまして清泉女学院大学講師の川北泰伸様でございます。

専門は公共政策、まちづくりであり、行政学の観点から貴重なご意見をいただけたと考えています。

続きまして、信州大学助教の森本瑛士様でございます。

専門は都市計画であり、コンパクトプラスネットワークについて研究をされていて、立地適正化計画の全般に関して貴重なご意見をいただけたと考えています。

続きまして、長野商工会議所の江守雅美様でございます。

商工会議所において中小企業支援センター長、経営支援部次長の職に就いていらっしゃいます。労働や経営に関する面から貴重なご意見をいただけたと考えています。

続きまして、長野県建築士会の相野律子様でございます。

ながの支部においてまちづくり副委員長、幹事の職に就いていらっしゃいます。また、5年前の長野市立地適正化計画策定にも部会委員として参画しており、建築やまちづくりに関する面から貴重なご意見をいただけたと考えています。

続きまして、長野県宅地建物取引業協会の小池一夫様でございます。

長野支部において副支部長の職に就いていらっしゃいます。不動産や土地取引に関する面から貴重なご意見をいただけたと考えています。

○司会 次に、事務局の自己紹介ですが、本日出席している職員の自己紹介をさせていただきます。

改めまして、都市政策課長の平澤です。よろしくお願いいたします。改めまして、都市政策課長補佐の宮下です。よろしくお願いいたします。都市政策課計画担当係長の小林と申します。よろしくお願いいたします。同じく、都市政策課計画担当の柳沢と申します。よろしくお願いいたします。同じく、都市政策課計画担当の中澤と申します。よろしくお願いいたします。

○司会 続きまして、「5 部会長、職務代理者の選出」ということで、まずは部会長の選出についてお諮りいたします。

審議会運営要綱第3項により、部会長の選出は委員の互選によるとなっております。どのようにお決めいただいたらよろしいか、お諮りいたします。ご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○委員 部会長については、築山委員をご推薦させていただきたいと思えます。

築山委員は、地域社会学を研究され、福祉や都市・まちづくりの各分野でご活躍とのこと。

また、5年前の立地適正化計画策定の際も専門委員を経験されていて、部会長として適任であると思えますので、ご提案申し上げます。

○司会 ただいま相野委員から、ご提案いただきました。

ほかにご意見がなければ、部会長には、築山委員にお願いできればと存じますが、いかがでしょうか。

よろしければ皆さまの拍手で、ご承認をお願いします。

ご決定まことに、ありがとうございました。

それでは、長野市都市計画審議会運営要綱第7第6項によりまして、部会長が会議の議長になると定められております。大変恐縮でございますが、築山部会長には、議長席の方へ、ご移動をお願いいたします。

それでは、築山部会長から一言、就任のごあいさつをお願いします。

○部会長　　ただいま、部会長に就任いたしました築山と申します。よろしくをお願いいたします。

先ほど、審議会会長の柳沢先生の方から、この立地適正化計画に関する位置や意味のお話をいただいたと思います。

私も5年前に、第1期の立地適正化計画の策定に関わらせていただきまして、コンパクトシティを推進するための誘導政策ですが、これもかなり難しいということも認識しているところでございます。

平成、令和でも、様々な地域の災害が起きまして、それをどのような形で反映していくのかということが新たな問題として浮上してきました。そうした中で、この立地適正化計画をもう一度考え直すということが必要になったと思います。

人口密度というのは、資本の論理に対抗して、政策的に誘導することはなかなか難しいことで、どこも苦戦しているのが一般的なところではないのかなと思います。政策によって、このコンパクトシティを、どのようにして進めていくのか、しっかりと皆さんと一緒に検討していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○司会　　ありがとうございました。続きまして、職務代理者の選出についてですが、審議会運営要綱第7第5項により、「部会長に事故があるときにその職務を代理するものを、あらかじめ部会長が指名すること」となっておりますので、築山部会長、ご指名をお願いいたします。

○部会長　　それでは、私から指名させていただきます。

信州大学の豊田委員をお願いしたいと思います。どうぞ、よろしくお願いします。

○豊田委員　了解しました。

○司会　　それでは、「6 議事」ということで、これから議事に入ります。築山部会長、議長をお願いいたします。

○部会長　　それでは、議事に入ります前に、この会議は毎回議事録が作成されますが、出来上がった際に、議長と議長が指名する2名の委員の署名が必要となります。

こちらは名簿順をお願いします。本日の議事録の署名については、酒井委員と川北委員をお願いします。

それでは議事に入ります。事務局から資料の説明をお願いします。

○司会　　説明の前に、資料の確認をお願いします。

資料は、過日郵送でお届けしたものと、本日机の上にお配りさせていただいたものがございます。配布資料及び関係資料の一覧と合わせてご確認ください。

先に郵送した資料といたしまして、次第、資料1、資料2、本日配布した資料といたしまして、資料3の部会委員名簿、資料4としまして都市計画審議会条例、運営要綱及び細則、関係資料集としてチューブファイルでございます。

ご確認くださいまして、資料に不足がある方は、お申し出ください。

また、関係資料集については、関連計画や基礎資料などを集約したものです。

今後、検討を進めていく中で、不足又は確認が必要となる資料については、追加をしていきたいと考えております。

また、資料集ファイルは事務局で保管いたしますが、本日お持ち帰りいただいても結構です。

その際は事務局に、申し付けくださいますようお願いいたします。

それでは、説明を始めます。

○事務局 都市政策課の柳沢と申します。本日の議題(1)と(2)について、続けてご説明させていただきますので、よろしくお願いたします。それでは、資料1をご覧ください。

立地適正化計画をご存じの方もいらっしゃると思いますが、まず立地適正化計画の内容についてご説明させていただき、検討体制とスケジュールについてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

立地適正化計画ができた背景になりますが、人口の減少と高齢化が進むなか、将来においても持続可能な都市経営を可能とするコンパクトシティ・プラス・ネットワークの考え方により、都市再生特別措置法の改正があり、立地適正化計画の制度が創設されました。

コンパクトシティ・プラス・ネットワークとは、生活サービス機能と居住を集約・誘導し、人口を集積、まちづくりと連携した公共交通ネットワークの再構築により、都市の持続や公共交通の安定を図る考え方となります。

次に、計画の目的ですが、人口減少が確実な将来においても、現在の都市機能や市民生活が維持できるよう、一定区域の人口密度を保ち生活拠点や地域拠点、広域拠点を結ぶ公共交通でのアクセス性を高め、生活サービスやコミュニティーなど都市機能の持続を可能とするためであります。まとめると、人口密度の確保、都市機能の誘導・集積、公共交通の強化を推進していくことで、本市が目指す都市構造へ繋げることが目的であります。

3ページをご覧ください。

計画の位置付けになりますが、コンパクトシティを実現するための具体的施策を盛り込んだアクションプランという性質から都市計画マスタープランの一部として位置づけています。

次に、計画の特徴ですが、行政・住民・民間事業者が一体となってコンパクトなまちづくりを推進するため、届出と勧告による緩やかなコントロール手法と経済的な支援を組み合わせ、時間をかけながら居住や都市機能を一定の区域に誘導していくもので、立地適正化計画の対象区域内に居住誘導区域と都市機能誘導区域を定め一定規模の行為を行う事業者へ届出を義務付けるものであります。

また、都市計画と公共交通の一体化の実現のために講ずるべき施策を盛り込んだ包括的な計画であります。

4ページをご覧ください。

先ほどのページで紹介した都市機能を誘導する区域に誘導する施設を、本計画では都市機能誘導施設としています。

これは、公共交通を利用した、広域または周辺地域からのアクセスを想定し、にぎわいの創出や文化・教育施設の立地を図りまた、少子・高齢化に対応した子育て支援施設等の充実、若い世代の転入促進・転出抑制を目指すことから、表に示した施設を都市機能誘導施設と設定しています。

これらの施設の立地を誘導していくことで、施設集約による各種サービスの効率化や子育て、教育、福祉施設等の利用環境の向上が図られることで、生活の利便性や、街の魅力が高まり、集まる人が増え、人が増えれば、公共交通の需要も高まるという好循環が期待できます。6ページをご覧ください。

計画の目的を達成するための誘導施策ですが大きく分けて3つあります。1つ目が、居住を誘導する施策で、移住促進や住み替えの促進、居住環境の向上や低未利用地などのストック有効活用策などとなっています。

2つ目が都市機能を誘導する施策として、拠点性を高める施策や、民間事業者への経済的支援策など。

3つ目が、公共交通充実のための施策として、公共交通の利用促進やネットワークの再構築、利用者環境の向上などとなっています。7ページをご覧ください。

立地適正化計画は、社会情勢の変化に対応できるよう、5年ごとに計画の内容や誘導施策について評価・検証することとなっています。

社会情勢の変化に対応できるか、関連計画との方向性は適切かどうか検討し、見直しの必要性がある場合は、計画の変更や都市計画の変更を検討します。8ページをご覧ください。

計画の数値目標と評価指標ですが、本計画では第五次長野市総合計画の目標である「いきいきと暮らせる魅力あるまちづくりの推進」の目標値と整合させています。

施策の効果を定量的に評価する指標として、居住誘導区域内の人口密度の維持とし、5年後の令和3年も現状値の維持という目標としています。

次に、目指すべき都市像の実現性を評価する成果指標として、まちづくりアンケートによる市民満足度の向上を目標としています。9ページをご覧ください。

2つ目の数値目標と評価指標ですが、同じく第五次総合計画の目標である「拠点をつなぐネットワークの充実」と整合させています。

施策の効果を定量的に評価する指標として、市民一人当たりの公共交通の利用回数の増加を目標としとしています。

次に、目指すべき都市像の実現性を評価する成果指標として、こちらも、まちづくりアンケートによる市民満足度の向上を目標としています。10ページをご覧ください。

続きまして、防災指針についてご説明いたします。令和2年の都市再生特別措置法の改正により新たに追加されたものでございます。

この指針の目的は、都市のコンパクト化を進めるにあたり、居住や都市機能を誘導する区域を設定していますが、近年頻発化する災害に対して、誘導を図る区域の災害リスクや減災対策、安全確保対策を防災指針にて作成するものであります。

作成に向けて、主に3つの項目について検討していくのですが、11ページをご覧ください。

1つ目の検討事項は、災害情報の整理とリスクの分析です。

こちらの資料は、防災指針を作成するうえで、イメージしやすいようにということで国交省が作成した立地適正化計画作成の手引きから引用しています。各種災害情報は公表されていますが、それをひとまとめにし、災害の種類ごと、地域ごとなど、災害リスクをまとめて今ご覧いただいている図のように地図上で表示させることで、わかりやすく情報を示せるのではと考えています。12ページをご覧ください。

2つ目の検討事項は、災害リスクに対する取組方針の検討です。

取組み方針の検討では、河川や土砂災害に対応する管理者が実施している対策に加え、例えば堤防決壊による洪水で近くに垂直避難できる場所がない地域は、垂直避難場所の確保であったり、例えば災害リスクが高い地域に存在する老人福祉施設などをリスクの低い区域へ誘導するなどの方針を検討します。13ページをご覧ください。

3つ目の検討事項は、先ほどの検討方針に基づいた具体的な取組内容の検討、スケジュール、数値目標の検討を行います。

参考図のように、どの地域で何を実施するのか具体的に記載することになり、わかりやすい表示ができると考えています。14ページをご覧ください。

次に、具体的な取組内容に対するスケジュールや目標年度、目標値の設定となります。

対策事業自体は、それぞれの発注機関や管理者が実施するものですが、関係機関と連携の上具体的な取組内容やスケジュールが示せるものとなっています。

防災指針の説明に関しましては、国交省の手引きを参考に大まかに検討内容を説明させていただきましたが、主な3つの検討内容は次回以降の部会で検討をお願いする内容でございます。15ページをご覧ください。

改定の検討体制でございますが、本検討部会、市民、行政、議会との関係性を示してございます。

基本的には本検討部会で素案作成を行います。部会の途中経過は都市計画審議会の方にも報告し、意見を頂戴します。

素案がまとまった段階で、公聴会やパブリックコメント等を実施し、また議会への報告など、市民、行政、議会とそれぞれから意見聴取し案の作成という流れで進めてまいります。

16ページをご覧ください。

検討部会の今後の予定スケジュールになります。部会は本日を含め7回を予定しております。年内に素案作成、パブリックコメント等意見聴取まで進め、令和4年1月に案の作成というスケジュールで進め、令和3年度内に公表したいと考えております。

以上、(1) 検討体制とスケジュールについての説明を終わります。

続きまして議題(2)の長野市立地適正化計画改定における現状報告について説明いたします。資料2をご覧ください、2ページをお願いいたします。

改定においての基本的な考え方ですが、現行計画が、計画の目的、あるいは目的達成に向けた施策の方向性が、計画の目標年度である令和8年を展望しても、今後の社会情勢変化に対応できる内容であるかということが、今回の改定においての基本的な考え方であり、

5年ごとの見直し年度ということで、主に2つのポイントを中心に見直しの必要性があるか検討したいと考えております。

一つ目は、現行計画の施策内容が、計画の目的である人口密度の確保、都市機能の誘導・集積、公共交通の強化を進めるうえで、施策の方向性が適正かどうかということと、もう一つは社会情勢の変化に対応できるかということになると考えています。3ページをご覧ください。

社会情勢の変化ということで、人口減少と少子高齢化の実数値と推測値のグラフになります。平成28年までが実数値で平成28年以降が推測値となっています。この推測値では、24年後の令和27年(2045年)には、人口が30万人を下回るという推定となっています。また、この年の高齢化率が44%と推測されています。4ページをご覧ください。

次に、市内の人口動態です。左側の自然動態では、出生と亡くなる方の差をグラフ化したものであります。グラフを見てわかるとおり、年々差が広がっています。

右側は社会動態で、転出転入の差です。社会動態の平成27年だけ転入が上回っておりますが、転出の方が多いという結果になっています。5ページをご覧ください。

続きまして、土地利用の変化です。下の表は平成25年と29年の都市計画基礎調査の結果を比較した表ですが、市街化区域内では農地等の宅地化が進んでいます。

また、右下に記載がありますが、人口は減少しているのに対して、世帯数は増加していることから、住宅用地としての変化が多くなっています。

この表や世帯数の増加から、農地などの土地を宅地化し、郊外への立地が進んでいると推測されます。6ページをご覧ください。

こちらの図は、国勢調査による人口密度分布図を比較した図になります。上が平成 22 年、下が平成 27 年の結果ですが、比較して赤が増えた箇所、青が減った箇所です。

これを見ますと鉄道駅周辺から離れた南部や南東部の人口増加が見られます。

7 ページをご覧ください。

続きまして、交通の変化です。鉄道は、北陸新幹線延伸や北しなの線の開業、善光寺御開帳（H27）もあり、利用数は伸びていますが、それ以降は減少傾向であります。

バスに関しましては、民間バスと市バスの合計値ですが、平成 30 年までは、ほぼ横ばいとなっています。

鉄道、バスにおいて、令和元年度以降は東日本台風の影響やコロナ禍等の影響により、更に減ることが予想されます。8 ページをご覧ください。

続きまして、年代別の交通手段について、パーソントリップ調査の比較です。パーソントリップ調査は、一定の地域における人の動きを調べ交通機関の実態を把握する調査になります。この調査の結果では、自動車の利用率が7割と高く、公共交通は全体の6%となっておりまた、高齢者の自動車利用率が送迎を含め増加傾向にあり、高齢化率の高まりに伴い、さらにこれから高まっていくと考えられます。9 ページをご覧ください。

次に、各誘導施策の達成状況と評価指標の実績値についてご説明いたします。10 ページをご覧ください。

施策達成状況の調査結果です。

居住を誘導するための施策ですけれども、居住の維持や、新たな居住者の流入を促進、居住環境の維持向上、空き地や公有地の有効活用などに取り組むとしています。

この中で未実施のものについてご説明いたします。「公共交通が便利な地域への居住誘導支援の検討」ですけれども、県外からの移住者で起業をする方への支援策、移住者企業支援金制度はありますが、市内での住み替えに対する助成制度がないため未実施としました。

実施にあたり、予算の確保やエリアの設定などに課題があります。

次に、用途地域等の指定見直しについてですが、低層住居専用地域には病院、小規模店舗等の建築ができないため、高齢者が多く居住している地域等での建築規制緩和措置等ができるようになっていますが、現在では実績がないため、未実施となっています。実施にあたり、必要とされている候補地の選択や都市計画の変更、施設誘致のタイミングが民間事業者に左右されるなどの課題があります。

次に空き地の活用ですが、空き地を活用した生活便利施設の導入や、にぎわいの創出、緑地への整備について未実施となっています。実施にあたり、空き地となっている民有地を民間団体主体で緑地や市民菜園などにし管理するため、空き地が民地であることや、生活便利施設の誘致、面積要件などが課題となっています。

次に、住宅、共同住宅の維持管理支援ですが、現在マンション管理適正化推進計画の策定を検討中でありますので、未実施としています。

居住を誘導する施策においては、概ね事業中ではありますが、空き地の活用促進と、市内での住み替えに対する助成等について、課題が多いという結果であります。11 ページをご覧ください。

続きまして、都市機能を誘導する施策について、未実施のものについてご説明いたします。

公的不動産を活用した民間施設の立地誘導ですが、公共不動産の活用にて生じた空地に対して民間事業者が都市機能誘導施設を整備する場合に国から支援が受けられる制度がありますが、未実施となっています。実施にあたり、本市が作成する都市再生整備計画に民間施設が位置付けられていることが条件であるため、空き地が生じるタイミングと民間事業者と協働して進めることが必要なため、未実施となっています。

次に、公共施設の再編、再配置に伴う用地の活用ですが、再編・再配置によって生み出された土地に都市機能誘導施設の立地に活用するという施策ですが、実施にあたり、公共施設の再編・再配置の時期と民間事業者等の計画に左右されることから、未実施となっています。

次に、税制・金融支援策ですが、民間事業者が「民間誘導施設等整備事業計画」を作成し、国が認定し課税の特例が受けられる制度ではありますが、この制度は、全国で3例しか実績がない制度ではあります。民間事業者が計画し、整備主体となるため、事業者のタイミングに左右されることから、未実施となっています。

次に、都市開発事業者に対する金融支援ですが、都市機能誘導区域内で、利用者の利便性向上に寄与する施設を立地する事業者への金融支援という施策ですが近年では実績がありませんので、未実施となっています。12 ページをご覧ください。

次に、公共交通の充実のための施策です。未実施の施策はありませんでしたが、既存ネットワークの利便性向上において、ミニバスターミナルの整備や公共車両優先システムにおいては、事業者と共に検討が必要であることや、システム搭載車両の有無など、必要性が乏しいということで、検討中という結果です。

また、今後の方向性は利用者のニーズを把握し、需要に応じたネットワークの構築が求められています。13 ページをご覧ください。

次に、評価指標の現状です。

本計画では、評価の参考となる指標を設定しており、第五次長野市総合計画の目標である「いきいきと暮らせる魅力あるまちづくりの推進」の目標値を評価指標としています。

計画策定当時の人口密度は、50.9 で、5年後の令和3年の目標値は現状維持ということで50.9 と設定しています。実績値として黄色の部分、令和2年5月1日時点での人口で算出すると、50.56、参考として令和3年の数値を推測すると、50.34 という数値となっています。

14 ページをご覧ください。

次に、施策の成果を評価する指標ですが、アンケートによる市民満足度の向上としています。このアンケートは、長野市総合計画の基本施策の内容について、毎年実施しているアンケート調査になります。

設問内容は、「中心市街地や鉄道駅周辺は、総合的に見ると買い物、医療機関、金融機関、福祉施設などが集まり、利便性が高い地域であるか」の設問に対し、目標値は5ポイント以上の向上としています。参考値として、令和2年に実施した同アンケートの数値ですが、結果は48.3%という数値となっています。15ページをご覧ください。

続きまして、二つ目の指標は、長野市総合計画の目標である「拠点をつなぐネットワークの充実」ということで、市民1人あたりの公共交通の利用回数を評価指標としています。

計画策定当時の利用回数は1人あたり128.5回に対して、参考値ということで、令和元年の時点では133.5回とアップしています。

この数値は、市内の鉄道・路線バスやコミュニティーバス、タクシーの年間利用者数を総人口で割った数値です。

下のグラフで見ると、平成26年から回数が伸びていますが、H27年は善光寺の御開帳や北陸新幹線延伸や北しなの線の開業という年でありましたので利用者が伸びましたが、それ以降は減少傾向です。16ページをご覧ください。

次に、成果を評価する指標ですが、アンケートによる市民満足度の向上としています。こちらのアンケートも、先ほどと同様に長野市総合計画の基本施策の内容について、毎年実施しているアンケート調査になります。

設問内容は、「公共交通の利用により、市内を移動できる環境が整っている」かの設問に対し、目標値は5ポイント以上の向上としています。

参考値として、令和2年に実施した同アンケートの数値ですが、結果は32.7%となっています。17ページをご覧ください。

最後に評価の方法です。本計画や施策の評価を多角的に評価する方法として、図のようなレーダーチャートなどを活用し客観的・定量的に現状把握することができると考えており、計画策定時と比較することで、どの分野に課題があるのか、客観的に把握し総合的に施策の評価をしたいと考えています。（2）長野市立地適正化計画改定における現状報告について説明を終わります。

○部会長 それでは、質疑に移ります。ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、挙手をして発言をお願いいたします。

○委員 計画自体と、その指標となっているものを評価するのに、このままでいいのか、足りないものがあるのかを判断する部分が今回の5年後の見直しという話で、そもそも指標になっているものを、5年後にどのように上げていくという目標値、人口密度は横ばいを目指すとか、5ポイントをアンケートで上げるというのを決めた時、どうしてこの指標を選んでその数値になったのか、多分今のお話では説明しきれなかったのだらうと思いますが、評価指標の設定背景をわかるようにしていただくと、指標をこのまま使い続けていいのか、考えなければならないのかと思いますので、そういった準備をしていただくか、あるいはすぐに回答が可能なものならばお答えいただけるとありがたいです。

○事務局 前回の立地適正化計画策定の時に決めた居住誘導区域の人口密度につきましては、当時の人口減少をある程度想定する中で、この計画を立てることで人口密度を維持していければという、我々の希望的な部分もございました。

実際に計画を5年後に見直すということはある程度考えて、どの程度居住誘導区域の人口が減少するか、もしくは維持できるのかというのが、今回の改定時の大きな目安になるだろうということで、人口密度の目標値については設定しました。また、まちづくりアンケートによる市民満足度の調査ですが、都市機能誘導区域を決めていくということで、都市としての誘導区域が、中心市街地や、鉄道駅に関することになります。

計画の施策が機能して、住民の方のアンケートで反映できるのではないかとということで、第5次長野市総合計画に設定された目指すべき状態の方向性を示したアンケートがありまして、そのアンケートを立地適正化計画の方に入れ、指標にできればということで当時検討して入れたものであります。

関連する計画と整合させるという前提でこのアンケートを使いましたけれども、こういったアンケートの取り方がうまく数値として出るのか、または、このような指標の取り方で今後良いのかという部分と、現行計画の指標はこれでやっているの、いきなりこの部分の指標がなくなるとわかりにくくなるので、これを補完するような指標が必要なのかという部分を今回検討していきたいと思っております。

続いて、拠点を繋ぐネットワークの充実につきましては、立地適正化計画はコンパクトプラスネットワークということで、公共交通の関係の計画とも連携することになっております。

そうした関係で、公共交通の計画、長野市地域公共交通網形成計画、お手元の関連資料の6番になりますが、その計画に記載してある数値を使うようにと考えております。

指標の数値自体は、立地適正化計画の独自の数字ではなく、公共交通のその指標との整合を図りながらやりたいということで入れてあります。

その次に、まちづくりアンケートですが、公共交通利用により、市内を移動できる環境が整っているかというアンケートで、こちらも第5次長野市総合計画に設定された、まちづくりアンケートを入れてございます。

当時の指標の作り方としては、立地適正化計画で一番数値的に出るところが、人口密度のところが一番強いのではないかと考えております。

○委員 ありがとうございます。

立地適正化計画が、まず人口密度の確保、都市機能の誘導・集積、公共交通の強化という、資料1の2ページ一番下の赤字のところを書いてある3つのポイントがあって、このポイントの指標として、8ページから9ページにある4つの指標、なおかつ8ページの方の2つの指標というのは、居住の誘導と都市機能の誘導で、それに対応する指標として利用されて、9ページの方が公共交通の充実の評価指標として使われているという認識で良いと思っております、

計画策定時は、もちろんその内容で評価をして、政策の判断をしようというのは、それによろしいかと思いますが、維持しようというのが一番重要な流れだと思います。アンケートの5ポイントという数字はどこから出てきたか、計画策定を平成29年にし、そこから5年後に見直しがかかるので、判断できる指標として、他の計画との整合も合わせてこの指標になったと思いますが、1回目の見直しなので、そもそも、どのぐらいのスピードでそれぞれのアクションが進んでいって、それによって実際5ポイントというアンケートの数値が、目指すところとして妥当なものであったのか、控え目の数値であったのかということも判断しなければならないと思いますし、アンケートは、先ほどおっしゃった通りアンケート自体に問題があるというお話だったと思いますが、やり方を検討する必要があります。

そもそも、例えば資料2の14ページのところで、市民満足度のところでは、買い物、医療機関、金融機関、福祉施設などが集まって、利便性が高い地域だと思うかという問いに対しては、それが実際増えていなければ、アンケートで良くなったと答える人が増えるはずはなくて、5ポイントの上昇は見込めないというようになることは当然だと思います。かといって、これらをすぐに作るとか、そういったことが都市計画的にできるわけではないというのも重々わかりますので、指標ポイントの設定であったり、実際に市で実施できることと、それに対してアンケート等によって答えてくれる人の指標というのは、今回の見直しで目標として持つところを見直すべきなのかなという感じはします。

続けて長くなって申し訳ありませんが、交通の方の話で、前回の都市計画審議会でも、公共交通の利用回数という指標は、そもそもどうしてこれで判断できるんだっていうような意見が出ました。指標として適しているかどうかというのは、他の計画でも同じように計算をしているので、そこと比較できるようにというのもわかりますが、利用回数を総人口で割るということは、総人口が減れば利用回数は減っても数字は上がっていくわけです。

そのようなことを考えると、そもそも利用回数というものを、人口の比で使うのが、それが適した指標になるのか、どう判断すればいいのかわかりませんし、例えば、子供が減り、人口が減り、老人が増えても全体として人口が減っていったときに、利用する年代層が減らなければ、利用回数はあまり減らずに、総人口が減るようになると、徐々に上がっていくことも、普通に考えればありえますので、そういうネットワークが充実したかどうかの判断指標として使えるのか、これからの話の中で、検討していただけると良いと思います。

○部会長 ありがとうございました。

PDC Aということで、チェックしなければならない評価指標について、評価指標の意味もありますが、この間の社会情勢の変化の中で、その指標がどうであったかということも考えなければならないと思います。

市民1人当たりの公共交通の回数というものを、コロナ禍、観光客やインバウンド、市民以外の利用客が非常に減少してる中で考えますと、全体が大きく変わってくるということになりますし、鉄道になりますと、市民だけではなくて、他市の人たちも利用してるというこ

とですから、それを総人口で割るという指標が、果たして良いのかということも考えなければいけないだろうと思います。

評価指標自体も見直しの方角ということになりますので、継続して捉えていかなければいけないという部分は、先ほどの事務局からの説明がありましたので、それを補う形で、どのような指標を出すことができるのか、あるいは修正ということも、検討する必要があると考えます。他にいかがでしょう。

○委員 この立地適正化計画の前提はコンパクトシティプラスネットワークを実現しよう、目指そうということですが、法律によって決められているからやらなければならないという理解でよろしいのでしょうか。

○事務局 長野市としましては、この立地適正化計画の前に都市計画マスタープランがございます。

都市の考え方を長野市としてどう考えるかということで、都市計画区域外とか、市街化調整区域は、人が住んではいけないということではなくて、街としての力や、街としてのその機能とか街の魅力、街の持っている力、人が集合して住むことによって生み出される力の部分は確保しましょうと。

それぞれに散らばってるところを全然無視してるわけではなくて、そういったところにも、集落の塊であったり、小さなもともとの街の塊が、大きな街と繋がることで、街全体の機能を持続できるようにという考えで、もちろんそういったことをサポートするために法律もありますので、活用するという考えもございます。

基本的に、街の構造として考えていくと、全面的に散っていて、少し集落があるよりは、ある程度まとまって住むところは住む、まとまって住まないところは、農業であったり、周りに人が住んでいない、別荘みたいなどに住みたい方もおられるので、そういったニーズに合わせた住み方があると思います。

ただ、サラリーマンとか勤めてる方ですと、勤め先に近くて便利なところや、買い物もしやすいところ、理想を言ってしまうと歩いて会社に行けて、歩いて買い物が済んでしまえば、それが一番いいんでしょうけれども、それは本当に東京みたいな都会の方ではできますけれども、そういうことができない場合に、ある程度の都市機能を持ったところと、集落とか少し小さい集合体とネットワークしながら、街の機能を維持したいというのが長野市の考え方でございます。

○委員 それに関連して、居住誘導区域であったり、都市機能誘導区域であったり、このエリアをこのようにしましょうというものがあると思いますが、これはどの程度議論されて設定されたものでしょうか。

コンパクトシティを目指すのも、何となく目指してるのか、いろいろ考えた結果として、こっちにしようと思ったのか、どちらなのかなと思いました。

具体的にこのエリアをこうしようっていうのはすごく大きな利害が絡みますし、予算を使うかどうかにもすごく影響力があります。

それなりの大議論の末にこうしようということになったのか、何か知らないうちに決まった感じなのか。どうだったのでしょうか。

○事務局 都市計画マスタープランは前回改定の前のものもございますので、長野市の歴史を見ますと、長野駅は都市としての機能、他からの人が移動できたりします。

5ページに書いてあるマスタープランで導き出した場所になりますけれども、都市機能を誘導する施設ということで書いてありまして、長野駅、篠ノ井地区、松代地区、北長野地区でございます。

こちらはですね、基本的にこの中で長野駅は、新幹線の駅があり、様々な事務所、会議、または買い物をするところもあります。

昔からの街の機能が集積してるので、これを長野市としては、都市の中心としてずっと考えていますので、議論というか、ずっと長野市の築いてきた歴史から来ています。

篠ノ井地区に関しましても、昭和41年の合併の時に、元は篠ノ井市ということで、長野市では2番目の都市で、人口が集積していて、鉄道駅でも、松本方面や、佐久上田方面に行く鉄道の結節点ということで、人が集まり、人の動きがあるところということで、決めております。

北長野につきましても、北長野駅や、長野電鉄信濃吉田駅など、鉄道が集積していて、少し離れていますが、学校等も近くにあるということで、人口の集積と鉄道の機能ということで決めております。

松代地区がちょっと特異な部分にはなりますけれども、こちらはかつて城下町として機能しておりまして、どちらかというとも歴史的・文化的なということで、都市機能誘導区域ということで定めております。

この辺りの考え方はいろいろあるかと思うのですが、長野市の歴史上考えると、松代以上の都市機能や大きさを持ったものというもので、この4つを選んでもというものでございます。

○部会長 他にございますでしょうか。

○委員 前回の策定から5年たって、社会の情勢とか非常に変わっていると思うのですが、大きな水害があって、被災された方がたくさんいらっしゃったり、今回の新型コロナで生活様式が変わったりということが起きていて、社会の情勢が大変大きく前回の計画策定時に比べて変わっています。

その中で、例えば河川であれば、大きい川だけじゃなくて、小さい川についてもハザードマップにも盛り込むべきであるのか、集まるよりは分散しようという形で、いろんなことが変わってきていて、それを反映した上で、本来は話をして、じゃあどうしようか、この

方向性でいいだろうかという話をしないといけないと思うのですが、その基となる情報やデータというのは、多分まだできないと思います。

例えば水害にあった地域の見直しについても、それを基に検討することはできないと思います。

本当にその実がある成果を、この短い期間の中でこの会議で作り上げていくのは難しいと思うので、できることとできないことがあって、この振り分けというか、どうやったらより市民のためになることを提案したり、決めたりすることを考えておかないと、会議だけで終わりになってしまうともったいないので、考えていただけるとありがたいです。

○部会長 事務局いかがでしょう。

○事務局 まさに委員さんのおっしゃる通りで、現在の状況は水害を受けたり、コロナの状況で、人の動きや生活様式も本当に変わる可能性もございます。

また、コロナのワクチン等ができて、どの程度以前の生活に戻っていくのか、まだ不明なところがあります。

そういったこともありますが、まず水害の件につきましては、できる限り国とか県の方から出てきている情報を集めまして、今回の計画で防災指針を作るという目標がございますので、防災指針を作る中で、計画とすり合わせるということを考えるところで長野市の場合、他の都市でもそうですけれども、都市計画区域を定めて市街化区域に入れるところというのは、基本的には災害が少ないところになっております。

というのは、浸水被害が見込まれたりですとか、土砂災害の危険なところは基本的には、新しい市街地に入れないということになっていきますので、被災する地域としたら言い方が良くないかもしれませんが、市街化調整区域がほとんどでした。

今回、篠ノ井や松代も水害を受けています。ハザードマップと照らし合わせながら居住誘導区域や都市機能誘導区域に関してどのような考えで出していくのか、またそこに対して住むなというわけにはいかないのか、住む前にはどういうことを注意したらいいのかというような書き方になるかと思いますが、そういったことを今回計画にどこまで入れるか検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○部会長 よろしいですか。他にいかがでしょう。

○委員 今回の見直しのタイミングで、事務局の立ち位置として、防災指針に関して必ず作る。国交省からも検討するよという話になっていて、急がなければいけないという認識ですが、この国交省の資料を見たところ、市街化区域あるいは市街化調整区域というように設定するときには、想定最大降雨による浸水想定区域というのがもう整理されていて、おそらく計画降雨の段階のものであれば、浸水しないエリアであったけれども、ハザードマップの想定浸水最大区域図を確認すると、市街化区域でも大分変わってしまうというような場所というのは、たっぷりある状態になってしまっている。その状況においては後出しになりますが、それが現状になってしまっているのか、おそらく市街化区域だからといって、浸

水とか、そういった被害の心配がないというようなことではないので、とにかく全部最小に抑えなければいけないという状況だと思います。さらに先ほど事務局からハザードマップという言葉があったとおり、現状の県や国から示される浸水想定区域図を基に作ったハザードマップでは、市街地の内水の分がフォローできなくて、例えば昨年7月に長野市で強い雨が降り、時間雨量50ミリを超えるようになった時には、当然下水や水路の対応ができなくて、水路から溢れたというような状況がありました。資料2の11ページの浸水実績があるという情報を、この資料は高潮で載せていますが、浸水実績があるという情報をどのように反映させていくかというのは精査が間に合わないし、あったとしても全部拾っていくのに大変な労力を必要とするので、今回のタイミングでどこまでを対象にできるのか、なおかつ指針を作るということはそれに対する評価指標を何かしら設定しなければならないので、何を懸念するかというと、14ページの国が示すような目標と効果目標や、指標というのは普通に考えたら、これはどこでもそう簡単にできる話ではないと思います。

特に、効果目標の例として、何人とするとか何%とするというのは、出せるような指標がまずないと思います。

それを、言葉が悪いですがマニュアルに沿って指針として設定し、だから目標はこれにするということをしていくのではなくて、長野市としてできることで、今やってると思いますが、マイタイムラインであったり、ハザードマップを住民の方に提示して、理解、意識を高めてもらうことをどのくらい出来たのかというような、そういう指標でも悪くはないと思います。

具体的に、地に足ついた計画で設定をしていけるような工夫をしてはいかがかないとします。

○部会長 事務局よろしいでしょうか。

○事務局 委員さんおっしゃる通りで、14ページに出ている資料で、目標が宅地のかさ上げというような目標は、具体的にやるのはかなりハードルが高くて、実際にこの数字を出せるのかなと私も思ったところでございます。

先ほどいただいたようなお話で、例えば今回長沼地域が被災しましたが、あそこでは毎年のように防災訓練をやっていて、その成果が今回出たのかなって思うところもございます。そういったソフト部分の活動を何かの指標にしたりとか、そういうことについても検討していきたいなと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○部会長 他にいかがでしょうか。

○委員 2点ありまして、1点目が今のと関連してなのですが、5ページ目のところで、各区域の都市機能誘導施設を定めていますが、実際に浸水被害があった際に麻痺してしまう機能、都市機能誘導区域内であっても麻痺してしまう部分があると思います。

浸水被害によってすべての誘導区域内で、麻痺してしまうような機能がないのかどうかを照らし合わせて確認して欲しいというのが1点目で、場所によっては出てきてしまうのではないかと思います。

2点目は質問ですが、この資料2の10ページ目以降で、施策の評価実績について報告していただきましたが、この未実施の部分については今後実施していくのか、5年以内に実施予定があるのかどうかというところ、それとも、その実施するかどうかについてここで決めていきたいところなのかどうかがよくわからなかったので、教えていただきたい。

○事務局 都市機能の件についてはまた今後調査させていただくということで、施策の状況と調査の結果ということでお話したもので、こちらの未実施の部分につきまして、相手があって動くものもございます。

これは評価項目として残しておいて、強化というか今後も施策として残しておいて、そういった民間の方が入ってくるものに対する補助であったり、支援だったりというものは窓口として残しておくというのにはありだと思っています。

公共が主体となって動いた場合に、例えば用途地域の指定見直しというようなお話の場合ですと、地域の方からこういったものがなくて困るというご意見がちょっと強く出てきた場合に検討していきたいという部分でございます。

ですので、今後の施策を考える中で、検討していきたい部分だと考えております。

○部会長 他にございますでしょうか。

○委員 質問ですが、立地適正化計画とか都市計画、ネットワークもそうかもしれないのですけれども、住民自治協議会の存在と、この計画との関係性とか、お互いの立ち位置はどのような感じなのでしょう。

○事務局 現行計画を策定する時には、住民自治協議会では役員を中心に、説明に回り、この計画の内容についてお話をさせていただいております。

ただ都市計画という視点で話しておりますので、いわゆる都市計画区域以外であったり、調整区域を抱えておられる地区ですと、少し意見がちぐはぐと言いますか、我々の話に対して、いやもっともっと調整区域人口増やしてくれってというようなお話も出たりと、目指すべき方向とのお話で、調整が必要になる場合も会議の中ではございましたが、そういった形では、お話をさせていただいて連携はさせていただいていると考えてございます。

○部会長 他にいかがでしょうか。

○委員 この専門部会で最終的には、この別冊資料1番の立地適正化計画を部会で作るということが最終的な目標ですよね。この計画の中で、マスタープランがあって、その縛りがあって、自由裁量の部分っていうのは、どの程度になるのか。

例えばですが、市街化区域が決まっている部分を、一部ここは変えるとかそういうところまで提案したりするのでしょうか。

この専門部会のタスク自体がよくわからないので、もう少し説明していただけるとありがたいです。

○事務局　今回は立地適正化計画の見直しということですが、相野委員さんや酒井委員さんがおっしゃったように、かなり社会情勢とか災害に関するもので状況が変わってきました。

ただ直す部分としますと、基本方針に関する考え方を根本的に変えてしまうのではなくて、社会情勢や環境などが変わった部分について検討して、中身を変えるべきところは変えていきます。

例えば提案の中で、ここは市街化区域に入っているのは厳しいのではないかということが、この会で出た場合については、市街化区域と市街化調整区域の変更は、県の決定になりますので、県とか国とかと相談しながら、相談に上げていきたいかと思えます。

ですので、この計画に直接盛り込むというわけではないですが、危険とか、いわゆる災害の地域で住む場所、居住誘導区域を決めていく中で、そういった議論が出てくることは、あるということは想定しております。

基本的には立地適正化計画の見直しということなので、基本的な方針を変えずにやっていきたいという部分がありますし、都市機能誘導区域につきましても、浸水被害を受けた部分もございますので、そういったところのエリアをどうするのか、基本的な考え方のところ調整していく、基本方針であるその考え方については、あまり理論で触れていくと根本から変わってしまうので、そこにはあまり触れないと思っておりますけれど、その議論の進め方によって考えたいと思えます。

○委員　次回以降に、立地適正化計画をこう変えようとか、そのような提案が出てくるということでしょうか。

○事務局　そうなります。今の状況とか、5年前に計画した時の状況と現在の状況、施策をこんなことやったというのをもう少し整理してデータを出します。そういったものを見ながら、この部分をどうしましょうという議論に入れるような資料を次回以降用意させていただきたいと思っております。

○部会長　他にご意見、ご質問等ありますか。

○委員　市街化区域、市街化調整区域の話ですが、もし議論があれば県や国と相談しながらになるという話でしたが、立地適正化計画の中で居住誘導区域は市街化区域の大体9割くらいを区域としていますが、それ自体のエリア変更の可能性はあるのか、この計画でできるものに関してはあるのか。

そういったことができるかは確認して欲しいのですが、せっかく防災指針を作るのであれば、都市機能誘導区域内の誘導施設として設定されている資料1の5ページのところで、公園などはどのように設定されたのか、そもそも都市機能誘導区域においても、現状のような

社会情勢では、防災とか減災に対する取り組みというのが、都市機能として含まれている方が良いのではないかという気がしています。

例えば公園の場所がどうか、前回の立地適正化計画策定の中で検討したと思うのですが、都市機能誘導区域の中に何かあった時に対応できる施設が足りないということであれば、これからそういった施設の整備を目標に入れるとか、防災指針を作るのと一緒にできると良いのではないかという気がします。新たな提案になるのかわかりませんが、もともと計画策定段階の時にそういったことも考えていたので、反映できるのか検討していただけたらと思います。この資料5ページの中ですと、教育機能とか、子育て機能とか、支援機能とか文化機能っていうようになっていますが、プラスして医療とかも一緒にして、減災・防災に対応する設備というか、機能を持ったものがあると良いと思います。

○事務局 委員からご提案があった公園施設というのは、立地適正化計画でいう誘導都市機能としては、想定がありませんでした。

今後どうなるかは国の方の指針も全部固まっているわけではないのですが、当時は都市機能という、今回ご提案いただいたものの他に病院ですとか、そういった施設が長野市には入っていません。他の都市ですと、銀行とか映画館とかそういった施設を考えているところもあるようです。

今後、都市機能誘導施策として、誘導施設にどういったものを選ぶのかということも、今回の見直しで検討してもいいのではと思っております。

計画策定から5年経ってますし、変わってきてるものもあるかと思しますので、その辺も見直せばと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○部会長 他にいかがでしょうか。

○会長 大前提としては、長野市民がこれから安心安全で日常生活に困らない生活ができるということを、これからの人口減少の中で、コンパクトにしていけないと対応できないのではないかと。コンパクトプラスネットワーク自身はツールという考え方になるかと思えます。

委員からもいろいろご意見が出て、部会長も言っておられましたが、金銭的な絡みもあって、そうそう簡単に変えられるわけではない。

そもそもこの立地適正化でコンパクトにするということが、30年、40年、50年かかって、ようやくでき上がるかと。

その時に30万なのか28万なのか、長野市はわかりませんが、そういった時に、その人口で、今のような散らばった状態ではとても社会は成り立たないだろうと。

その中でコンパクトにしなければいけないということでありますので、指標を考える上でも長い目を見て、5年ごとに当然その状況が変わっていく中では、それはチェンジしなければいけない部分もありますが、極端に新しい指標を入れるとなると、それはそれであと5年後にどうなるのか考えると、なかなかうまくいかないと思います。

ですから、非常に長い時間がかかる計画であるという認識のもとで、長野市民にとって、
どういう都市構造にしていっていいのかというところを議論していただきたい。

事務局の方の役割としてやはり枠組みをしっかりと示していただく。

出てきた意見の中には、おそらく他の部局で検討しておくべきものもあり、そこまで踏み
込んだら、おそらくこの部会スケジュールでは1年後でも、3分の1も至らないぐらいの進
行しかできないと思います。

ですので、この立地適正化計画の役割や枠組みを事務局の方から明確にさせていただいた上
で、長い目を見て、長野市の市民が、安心安全で生活に困らないことを前提にして、コンパ
クトを考えていただけたらと思っております。

その中で、考えていただきたいのは、長野市民ということですから、いろんな方がいて、
いろんな年齢階層の方がいます。その年齢階層の方、それぞれによって必要な施設というの
は当然変わってきますので、都市機能を誘導するという際には是非ともターゲットも考えて
いただきたい。

高齢者であればおそらく医療とか、福祉になるでしょうし、若い世代であれば、教育機関
という話になってくると思いますし、コンパクトにするにあたって、そのターゲットの行
動、ターゲットが必要とするような施設とは何かというようなことを考えていただく必要が
あるのかなと思います。

1ヶ所にコンパクトに集積し、すべてを市街地に持っていくわけにもいきませんし、もう
既にできているコミュニティもありますから、そこは公共交通で結ぶということでございま
すので、その公共交通で結ぶ意味合いというのは、やはり今ある生活拠点の中で足りないも
のを、都市誘導区域のところできちんと補完できるような、そういう移動手段でなければい
けない。

そういったことも含めて、この都市の構造で、長野市民が将来にわたって安全安心で、日
常生活に困らないということを考えて、しかも相当数の時間がかかる中で、あまりぶれない
ような指標を考えていただけたらと思います。

○事務局　事務局の考え方を代弁していただきありがとうございます。前回作った時は、
法改正された初期の方で、長野市では早い段階で着手して、まとめていったという面があり
まして、今回その見直しということで、災害の関係もかなり盛り込まなければならないと
いう方向になりました。

そういうタイミングとするとコロナ禍で、社会情勢がかなり変化してきているという面も
ありますけれども、そういう意味で見直しには幅広く防災も考えながら立地適正化をどうや
ってやるかっていう面を、新たな視点で見れるという点で、今やっていくタイミングかなと
いうように思っていますので、今いただいたご意見を考えながら、委員の皆様適切に判断
していただけるようなデータをまとめながら、やっていきたいというように考えています。
よろしく願いいたします。

○部会長　　ありがとうございました。私の方からもよろしいですか。

柳沢会長からお話ありましたが、私は第1期計画に関わらせていただいて、現行計画の9ページをご覧いただきたいのですが、D I D面積とD I D人口密度の推移というものが掲載されています。これを見ていただきますと、1970年、昭和45年のD I D面積が19.9km²、そして、平成22年、2010年ですけれども、これが48.4km²というように、D I D地域は2.4倍になります。これは長野市だけではなくて、ほとんどの都道府県の県庁所在地が、平均値で約2倍ぐらいになるということです。長野市は平均と比べるとやや大きいのですが、郊外化というものが進んでいることがわかります。

今人口が減少していく中で、こういう形で郊外化が進んでいきますから、公共施設マネジメントで考えると、その過剰ストックが維持ができないということになるわけです。先ほど柳沢会長がお話になった通りでございます。

さらに、D I D人口密度が、昭和55年からはあまり変わっておりませんが、そこをある程度維持していかなければいけないというのがこの立地適正化計画の基本的なところなんだろうと思います。

これで見ると、その下に市の人口集中地区の推移図がありますが、立地適正化の誘導区域あるいは都市施設の誘導地域というのは、1970年のD I D地域にほぼ戻したい、そういうことではないのかなと前回の作成時もそう思って見ていました。

このような形で、1970年のD I D地域に戻せば、公共施設も拡散せずに都市行政のコストが抑えられます。コストを考えると大変ですが、中山間地域もありますから、そこについては、別の形で対応しなければいけませんし、行政コストが非常に重要です。

税収も少なくなる中で、もう一度この縮退社会の中で戻していく。その中で、持続可能性を担保するというのがこの立地適正化計画の大筋であろうと思います。

ですから、先ほど会長がお話になったように20年30年という大きなスパンでないと戻していくことは難しい。

そうは言っても、20年30年で、これが戻るのかというと、市場の原理で考えると地価の安いところで宅地を設けるのは当たり前の話でありまして、更に郊外化していくと。

そして後追いでそこに公共施設を作って、インフラを整備して更にスプロール化が進んでいくことになってしまいます。

それをどうするかということで、公共施設をコントロールしこの20年30年の大きなスパンで、何とかこの流れを止められないかということです。

そうは言っても、既に郊外化しているところ、あるいは街や山間地の集落があるところ、かつての中心集落が合併されたというところもありますので、そのところを維持していくというのは当たり前ののですが、そうは言っても、全体として、この長野市が持続可能都市として、市として、限界自治体にならないようにするためには、立地適正化をうまく進めていかないと持続可能にはならないということ。

これは事務局も、委員も了解されているところだと思います。そういう中で、今回のコロナ禍であったり、災害においては、第1期の時には、立地適正化計画も防災に関してほぼ考えていなかったということがあります。

平成、令和に災害が集中したところで、ハザードマップにて浸水リスクがあるところに人口を誘導していいのかという議案が立ち上がったわけです。

そうは言っても、既に人口が集積しているところで、被災する可能性が高いところが日本全国どこにでもあるわけで、それを誘導区域から外すわけにはいかないという議論もあります。

ではどうするかというと、減災であったり、あるいは先ほど出てきたようなコミュニティレベルでの対応というようなものはどのように計画の中で担保していくのかということが非常に必要になってきて、今回防災指針を作りましょうと、という話になったわけでございます。

今回その浸水リスクだけではなくて、土砂災害や様々な災害リスク、誘導区域内の中にもそういうところがありますから、そこをどのようにやるのかということは非常に重要なことなのではないかなと思っております。

今回、この第1期の計画を新しく改定していくということです。この4年間でどういう変化が起きたのか、いくつかの指標は出していただけてはいますが、その指標以外にもこういうデータがあれば次回以降の立地適正化計画を策定するのに有効であるので出して欲しいというようなことがあれば、ご意見を出していただいて、次回の会議までにそのデータを出していただいて検討材料にできればと思います。

そこで私から、この立地適正化計画は、居住誘導区域外に一定規模以上の開発をする時に届出をしないといけないということが決まっていて、その届出をすることにあたり、調整したり、あるいは勧告をしたり、勧告をしても、強制にはならないですが、この4年間で届出件数と、調整した案件があったのか、あるいは居住誘導のための情報提供はどのくらいされたのか。

あるいは、その開発の規模縮小という調整をされたことがあるのか。あるいは勧告まではないのであろうと思いますが、勧告に近いものがあったのか教えてください。

○事務局 立地適正化計画に伴う届出状況ですが、平成29年から令和2年の途中まで入れた件数をまとめた表をスクリーンの方に出しましたが、上の欄が都市機能誘導区域外についての都市機能誘導施設の届出ということで、合計3件あります。民間が2件で、専門学校と保育園で、公共施設が1件でございます。

その下が居住誘導区域外において、届出の対象が3戸以上の開発行為、または1戸2戸の建築の場合は、1000m²以上という条件がありますけれども、平成29年が8件、平成30年が9件、平成31年は3件、令和2年は現在2件という状況です。

基本的には10戸以下の小規模の開発になっていまして、現在ところは勧告・調整をしたという事例はございません。

○部会長 この届出は、開発行為の着手する30日前までに届出を行うということですから、30日前に出されても、調整するということが難しいというのが一般的に言われています。もう届出だけをするという状況になっているところが多いと聞いておりますが、本来であれば、届出時での調整は、立地適正化計画が当初できた時に、期待値が少しあった部分でした。

居住誘導区域外での開発をどのような形でコントロールするのかということは非常に難しい話ですけれども、居住誘導区域への開発をどのようにするのかということが重要なのではないかと思います。そこをどのように整合性を持たせるのか、難しい話ではありますが検討しなければならないと考えております。

全国的に見ると、勧告というのは数件しかないということですし、実際勧告をしてもそのまま建設や開発が進められてるところばかりというのも聞いておりますので、なかなか届出というものが、それほど効力を持ってないということだと思います。

そうであればどういう形で開発をコントロールしていくのか、別の視点から考えなければならないのではと考えております。

○委員 私は、日々事業者の経営相談をしていまして、特に小規模事業者の経営相談をさせていただいている中で、日々課題に向き合っている状況で、都市計画ですとか、まちづくりに関しての目線に向き合っていませんでした。今のお話聞いて、いろいろこの都市機能ですとか、居住誘導区域っていうものがあるということを知りました。商工会議所としても、中心市街地の事業者さんの相談に応じることが多いのですが、この度の災害を受けて、広域的な地域の事業者がいるという、広くいろんなところに支援していかなくちゃいけないということを、改めて被災とかコロナの中で感じております。

この区域の選定は非常に難しい部分でもありますし、中山間地域は都市ではないかもしれませんが、機能しなければならないですし、どうやって居住を誘導をしていくのか非常に難しい問題ではないかなと感じておりますが、これから精いっぱいやっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○部会長 ありがとうございます。

区域をどこに選定するのか、あるいはコンパクトをどういう形でどこに集約していくのかということが、非常に資金を制限するといったようなことにも関わりますし、動産不動産、宅建っていうことに大きな影響を与えるというように思いますけれども、委員いかがでしょうか。

○委員 人口減少の推測値の数字が衝撃的な数字で、人口が昭和55年代くらいに戻っていくようなお話がありました。長野市としてもそこを維持するみたいなことが書いてあったのを見て、衝撃的だなというように思いました。

減ってくってという感覚で考えると、あまり良くないなという感じがしていて、できればもっと増やすという方向性で、いわゆる移住者です。

そういったものを増やすというような方向性の施策ってのはもっと必要なのかなというところで、我々協会の方も空き家バンクや移住に関して長野市とも協力させていただいています。

ただ、今やっている空き家バンクは、かなり中山間地域の物件が多くて、移住と言っても、逆に中山間地域に移住する方が多いとまでは言いませんけど、特に県外の方から希望される方が多いという状況もあります。

また、そういったものもあるということで、考えながら進めていかなければならないという気もしています。

一番重要なポイント、この施策の部分で、いわゆる居住を誘導するための施策ですとか都市機能充実、公共施設とありますけれども、私も関連するところが居住を誘導するための制度っていうところで、協力できることもあり、空き家バンクを含めた移住というところがテーマで施策が入ってますので、ここのところをどうしていくかということで、誘導していくという、いわゆるマッチングですけれども、空き家と、例えば災害地からの移住とか、マッチングをどのようにしていくかということも少しここに盛り込んでみるのもいいのかなという感じがしました。

なかなかその辺でうまく場所が見つかればということもありますけれども、どこまでその強制力を持たせるかということもあると思いますが、マッチングするためにどうするのかという、補助金なのか助成金なのか、そういった部分も含めて、こういったところから出てくるようにすればいいのではないかなという気もしました。

いずれにしても、感想みたいになります、そんな形で参加させていただいてご協力できることがありましたら、どんどんご協力したいと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

○部会長　ありがとうございました。

それでは、今回たくさんのご意見をちょうだいいたしました。

次回以降、この計画を新たに改定していく中で、この4年間でどのように変わったのか、といったようなことのデータも、事務局の方に届けていただき、それをもってまた関係を進めていきたいというように思いますので、お気づきがありましたら、ご指摘していただければと思います。

先ほどの指標では、いくつかのデータが出ていましたが、これ以外のデータも市としてたくさん持っておられると思います。先ほど居住誘導区域内の人口密度が出ていましたが、D I D人口密度は掲載されていませんでしたので、そういうようなものも結果として長野市全体の人口密度がどういう状況であるかというのは、居住誘導区域内だけの問題ではないかなと思います。また、最近長野市の中心市街地の高層住宅がいくつかできていますが、長野市

の高層住宅、6階以上の高層住宅の比率というのは、全国的に見て非常に低い割合というように思います。

2000年から2015年の間で高層住宅に住む世帯の比率が、19.3%から34.7%になっていますが、長野市の場合、23、24%くらいということですので、高層化がなかなか進まない現状があります。

そういうようなデータも、それ以降どんな形で動いてるのかといったようなことなども、皆さん方で欲しいデータがあれば、事務局の方にお伝えしていただければと思います。

それでは、意見や質問がある程度出たというように思いますので、今回の議事はこれで終了させていただきたいと思います。

進行は事務局にお願いしたいと思いますよろしくお願いします。

○事務局 本日は長時間にわたり、ご議論ありがとうございました。

「7 その他」といたしまして、次回の検討部会についてですが、会場確保などもございまして、まことに勝手ながら「5月14日（金）14時より2～3時間程度、第1、2委員会室」を予定しております。ご都合、いかがでしょうか。

それでは、よろしくお願いいたします。

また本日は、資料や説明等も多い中で、ご議論をいただきましたが、会議で言えなかったご意見等、また次回の部会に向けてのご意見やご提案等もあろうかと思えます。つきましては、様式等はこだわらず、電話やメールでも構いませんので、都市政策課担当にお寄せいただければと思います。よろしくお願いいたします。

委員の皆様、柳沢会長には大変お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございました。

これで長野市都市計画審議会 第1回長野市立地適正化計画改定検討部会を閉じさせていただきます。

ありがとうございました。

長野市都市計画審議会運営要綱第6の規定により署名する。

令和3年5月14日

議長(会長) 梁山秀夫

署名委員 酒井美月

署名委員 川北泰伸